

2026 年度一般職官庁訪問ルール(概要)

1 日程

- 官庁訪問期間:7月2日(木)午前9時以降

(土日祝を除く。7月8日(水)から7月26日(日)までは官庁訪問禁止)

ただし、7月2日から7日までの期間において、平日だけでは十分な選考ができない場合には、各府省は、予め人事院に届け出た上で、7月2日(木)又は3日(金)に自省庁に訪問した者に対してのみ、7月4日(土)に引き続き官庁訪問を実施することができる。7月4日(土)に官庁訪問を実施する府省は、その旨を自府省のホームページ等により、訪問予定者に周知することとする。

2 事前予約制について

- 6月25日(木)午前9時以降(第1次試験合格者発表日の翌日)、各省庁が定める期間中に、メール、ウェブシステム等の多数の訪問希望者が同時に申し込むことが可能な方法に限り、訪問開始日の午前9時以降の官庁訪問の予約を受付。

原則として訪問希望者の希望どおりに受付。ただし、訪問希望者が特定の日に集中して十分な選考活動を行えなくなる場合には、各省庁の判断で他の日程を提示することも可能。予約制をとった場合においても、官庁訪問の予約がない者の訪問については、各省庁の判断により、これを柔軟に受付し、予約がないことのみを理由に不利益な取扱いを行わない。

なお、事前予約の有無にかかわらず、7月4日(土)については新規の官庁訪問希望者を受け付けることはできない。

3 内々定について

- 内々定の通知や関連する事務手続は、8月12日(水)午前9時以降に行う。それ以前においても、各省庁は、訪問者に対し、その時点での評価を踏まえ、試験の最終合格を条件として内々定を出す旨を伝達することは可能とする。ただし、訪問者が他省庁を訪問する可能性を閉ざすような言動は行わない。

4 選考活動禁止期間について

- 官庁訪問開始(7月2日(木)午前9時)までは、面接等の選考活動は一切行わない。
- 人事院は、第1次試験合格者発表前後、6月30日(火)までに説明会を開催することを検討。

各省庁が実施する業務説明会等については、学事日程等に配慮して行う。

- 官庁訪問開始日(7月2日(木))から最終合格者発表日(8月12日(水))までの期間の土曜日(1のただし書による場合を除く。)、日曜日及び祝日は、次回の訪問予約に関するメールでの各省庁からの一方向の事務的連絡を除き、訪問者とは電話、メールを含め接触しない。

5 その他

- 官庁訪問においては、遠隔地からの訪問者等の交通事情等を十分に勘案するとともに、訪問者間の公平性を配慮した上で、オンライン面接等を積極的に活用する。
- 訪問者間の公平性を担保するため、オンライン面接等や対面による面接といった面接方法の違いにより、訪問者の評価に差をつけないよう留意。